

「菅記念鉱業奨学金」実施要綱  
－2020年版－  
(平成30年4月改正)

鉱業奨学委員会事務局

1. 奨学生となる資格

- (1) 日本国民であって、学校教育法の大学に在学し技術学科を専攻する学生で、卒業後、金属鉱業分野に就職を希望する者。
- (2) 前記の技術学科とは、材料工学、プロセス工学、総合工学を中心とする各分野において、資源、製錬、分析、環境、リサイクル、金属、材料等に関連して金属鉱業の維持発展に資する学科をいう。
- (3) 人物・学業とも優秀、身体強健の者で、学資の支弁が困難と認められた者。

2. 奨学生の義務

奨学生は、貸与を受けた奨学金を、本要綱に定める期限内に返還しなければならない。

3. 奨学金の貸与

- (1) 奨学金は、一般貸与奨学金と特別貸与奨学金とする。  
但し、特別貸与奨学金については、希望する学生の中から鉱業奨学委員会が相応しいと認め、一般財団法人日本鉱業振興会理事会及び一般社団法人資源・素材学会理事会（以下、「両理事会」という。）の承認を得た者に限り貸与する
- (2) 貸与期間および奨学生1名に対する1年間に貸与する金額は次の通りとする。

		一般貸与 奨学金	特別貸与 奨学金
大学	2年間（3年次、4年次）	30万円	60万円
大学院修士課程	2年間（1年次、2年次）	30万円	60万円
大学院博士課程	3年間（1年次、2年次、3年次）	30万円	60万円

\* 大学院修士課程は1年間、大学院博士課程は1年間或いは2年間の貸与も認める。

- (3) 奨学金の貸与は、年2回、5月及び10月に分割して給付する。

4. 奨学金の返還

- (1) 本奨学金の貸与を受けた奨学生は、卒業後、原則として、次の各号

により、奨学金を返還しなければならない。

① 一般貸与奨学金

大学 4年間(年返還額15万円)

大学院修士課程 4年間(年返還額15万円)

大学院博士課程 6年間(年返還額15万円)

② 特別貸与奨学金

大学 6年間(年返還額20万円)

大学院修士課程 6年間(年返還額20万円)

大学院博士課程 9年間(年額返還20万円)

(2) 大学院在学中及び卒業後1年間は、返還を猶予する。

(3) 返還は、毎年6月と12月の分割返還とする。但し、返還の途中で、残金を一時に返還することができる。

5. 利息及び延滞金

(1) 前条による返済を完了した場合、貸与金は無利息とする。

(2) 最終完済期日において、なお未返済金のある場合は、その残額に対し、完済に至るまでの期間、年7.3%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

6. 奨学生の募集

(1) 鉱業奨学委員会事務局は、一般社団法人資源・素材学会を通じて、一般社団法人資源・素材学会の会員である大学教員に対し、貸与開始の前年度の9月末日までに、奨学生の募集案内を行う。

7. 出願手続き

(1) 奨学金の貸与を志望する学生は、願書(所定様式)に所定事項を記入し、次に示す書類を添えて、11月末日までに鉱業奨学委員会事務局に提出する。

【願書に添付する書類】

① 教員(一般社団法人資源・素材学会会員)の推薦調書(所定様式)

② 在学証明書

③ 健康診断書

④ 学資支弁困難な事情を証明する書類

(願書の裏面に記載する注意事項の2.3および4の書類)

8. 奨学生の選考と採否

(1) 奨学生の選考及び採否案の決定は、年1回、原則2月に開催する鉱業奨学委員会において行う。

- (2) 奨学生の採否案は、両理事会において承認後。その結果を4月末日までに学科長（専攻長）を通じて本人に通知する。

## 9. 誓約書等

- (1) 奨学生の採用通知を受けた学生は、貸与金返還誓約書及び連帯保証人承諾書（いずれも所定様式）を鉱業奨学委員会事務局に提出しなければならない。

## 10. 運営

- (1) 奨学金の貸与及び返還等に関する事項については、一般財団法人日本鉱業振興会菅記念奨学金実施規則に従い、一般財団法人日本鉱業振興会と一般社団法人資源・素材学会との連携によって実施するものとする。
- (2) 奨学金の貸与等に関する文書等については、一般財団法人日本鉱業振興会及び一般社団法人資源・素材学会の両団体名の連記で行えるものとする。

## 11. 鉱業奨学委員会

- (1) 奨学金を運営するために、「鉱業奨学委員会」（以下、「委員会」という。）を設ける。
- (2) この委員会は、別に定める「鉱業奨学委員会規則」に従うものとする。

## 12. 鉱業奨学委員会事務局

- (1) 奨学金の運営事務は、鉱業奨学委員会事務局で行うものとする。
- (2) 鉱業奨学委員会事務局は、一般社団法人資源・素材学会事務局内におく。

## 13. 本要綱の改廃

- (1) 本要綱の改廃は、鉱業奨学委員会の決議を経て行う。

### （附則）

1. 奨学金の貸与決定後、本人死亡又は中途退学のやむを得ない事情が発生した場合は、その後の奨学金の貸与を打切り、既に貸与した奨学金の返還に関しては、本要綱第4条にかかわらず、別に本人或いは関係者と協定し、処理する。
2. 奨学生が学業を怠り、又その行状が奨学生としての資格を欠くに至ったと認められる場合、或いは志望願書提出の際、作為による虚偽

の事実があったことが発見された場合は、その奨学金の貸与を取り消す。この場合、既に貸与した奨学金に関しては、本要綱第4条にかかわらず、奨学生は直ちにその全額を返還しなければならない。

3. 奨学生が卒業後、その在学中に貸与された奨学金の返還に関し、本要綱第4条のとおり履行し難いやむを得ない事情が生じた時は、鉦業奨学委員会で審議後、両理事会承認のうえ、返還猶予又は返還免除の処理をすることができるものとする。
4. 本要綱に定めがない事項については、鉦業奨学委員会において、別途協議する。
5. 本改正要綱は、平成30年4月1日から実施する。